

市議会議員の市職員に対する営業行為  
(政党機関誌の購読勧誘を含む) について

- 1 市議会議員が市職員に対し営業行為（政党機関誌の購読勧誘を含む）を行うことは、市役所庁舎等の内外を問わずこれを禁止する。
- 2 市議会議員が市職員に対し営業行為に関する配達、集金を行う場合は、市役所庁舎等以外で行うことを基本とする。  
ただし、当該職員が市役所庁舎等における配達、集金を希望する場合には、市議会議員は当局から庁舎管理規則に基づく許可を受け、勤務時間外に市役所庁舎等の執務スペース以外の場所において行うことができるものとする。
- 3 市議会議員から営業行為を受けたり、市役所庁舎等の執務スペース内や勤務時間内での配達、集金等を目撃した市職員は、議長に対し苦情申立て等を行うことができるものとし、その受付窓口は議会事務局とする。  
議長は苦情申立て等を行った職員から状況を聴取し、必要に応じて各派代表者会議を招集する。各派代表者会議での協議を経て、当該議員に対する処置は議長が決定するものとする。  
ただし、苦情申立て等が議長に対するものであった場合は、副議長がこれを代行する。

※ 市役所庁舎等とは、渋川市役所本庁舎、第二庁舎、行政センター、市立幼稚園、市立保育園、学校給食共同調理場、公民館、市立美術館、市立図書館、徳富蘆花記念文学館、その他市の事務の用に供する建物及び建物以外の工作物並びにその敷地で、市長及び各施設管理者の管理に属するものをいう。